長崎県	長崎港
宮崎県	油津港、川南港、都農港、外浦港、目井津港、細島港、宮崎港、門川港
鹿児島県	鹿児島港、串木野港、枕崎港
沖縄県	糸満港、泊港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第四百二十四号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十四条第一項の規定に基づき、かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業の漁獲物等の陸揚港を次のように指定する。

令和八年三月二十四日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

かじき等流し網漁業又は東シナ海等かじき等流し網漁業につき漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十六条第一項の許可を受けた者の当該漁業に係る漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十四条第一項の漁獲物等（漁業法第二十六条第二項に規定する特別管理特定水産資源に限る。）の陸揚港を次のように指定する。

道県名	港名
北海道	釧路港、十勝港、歯舞港
青森県	八戸港
岩手県	山田港
宮城県	気仙沼港
千葉県	銚子港
長崎県	長崎港

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

その他告示

○内閣府告示第十三号

迎賓館の施設に係る参観料の徴収に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十八号）第二条の規定に基づき、参観の対象となる施設及び参観の認められる年齢並びに参観料の額を定める件（平成二十八年内閣府告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十四日　　内閣総理大臣　高市　早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
三　参観料の額 次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 1　本館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千八百円 ［（二）～（四）　略］ 2　和風別館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回千八百円 ［（二）・（三）　略］ 3　本館、前庭及び主庭並びに和風別館 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千三百円 ［（二）・（三）　略］ ［4・5　略］ 6　本館において次に掲げる参観を行う場合 （一）ガイドの帯同による参観　1、3又は5に定める参観料に加えて、帯同して解説を行うガイド一名につき　一万四千円 （二）本館内の通常参観に供する区域以外であって内閣府迎賓館長が定める区域の参観　1、3又は5に定める参観料に加えて、一名（小学生及びこれに相当する者を除く。）につき一回四百円	三　参観料の額 次の区分による額とする。ただし、一定の期間内に限って特別に行う参観であって、次の各区分によることができないときは、別に定める額とし、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 1　本館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円 ［（二）～（四）　同上］ 2　和風別館、前庭及び主庭 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回千五百円 ［（二）・（三）　同上］ 3　本館、前庭及び主庭並びに和風別館 （一）十八歳以上の者（高校生、大学生及び高等専門学校生並びにこれらに相当する者及び専修学校の生徒を除く。）　一名につき一回二千円 ［（二）・（三）　同上］ ［4・5　同上］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、令和八年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　6（一）の規定　令和八年四月一日

二　6（二）の規定　令和八年七月一日